

日本のNDC(国が決定する貢献)

国連に提出する日本のNDC(国が決定する貢献)は、別紙とする。

令和7年2月 18 日

日本のNDC(国が決定する貢献)

我が国の温室効果ガス削減目標

世界全体での 1.5°C目標と統合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す¹。

なお、取組方針の詳細及び温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安については、我が国の NDC 達成に向けた総合的な実施計画である地球温暖化対策計画²及びその関連資料に記載される。

¹ 我が国は、2020 年 10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、2021 年 4 月には、2050 年目標と統合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。これを踏まえ、2021 年 10 月に、2030 年度削減目標を記載した NDC を提出している。

² <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

| 決定 1/CP. 21 パラグラフ 28 で言及される、国が決定する貢献の明確性、透明性及び理解のための情報（決定 4/CMA1 及び付属文書 1） | | |
|--|---|---|
| 1. 参照点(必要に応じて基準年を含む)に関する定量化可能な情報 | | |
| (a) | 参照年、基準年、参照期間又はその他の開始点 | 2013 年度 |
| (b) | 参照指標並びに参照年、基準年、参照期間又はその他の開始点及び該当する場合は目標年における参照指標の該当数値に関する定量化可能な情報 | 基準年（2013 年度）の総排出量は 14 億 700 万 t-CO ₂ （2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「国連気候変動枠組条約」という。）事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に基づく。）。 2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%減の 5 億 7,000 万 t-CO ₂ 、73%減の 3 億 8,000 万 t-CO ₂ とすることを旨とする。 |
| (c) | パリ協定第 4 条 6 に規定される戦略、計画及び行動、又は、上記 1b の規定が適用されない場合の国が決定する貢献の構成要素としての政策及び措置については、締約国は、他の関連する情報を提供するものとする。 | 該当なし |
| (d) | 参照指標に関する目標で、例えば、削減割合や削減量のような、数量化されたもの | 世界全体での 1.5°C 目標と統合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを旨とする。 |
| (e) | 参照点の定量化に用いられたデータの出典の情報 | 記載の基準年（2013 年度）の総排出量は、2024 年 4 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に基づく。 |
| (f) | 締約国が参照指標の値を更新する可能性がある状況に関する情報 | 基準年（2013 年度）の総排出量は、今後の算定ルールに関する国際交渉や、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等に伴うインベントリの再計算により更新の可能性はある。 |
| 2. 実施のタイムフレーム及び／又は期間 | | |
| (a) | パリ協定締約国会合（CMA）によって採択された更なる関連する決定に従った、実施のタイムフレーム及び／又は期間（開始日及び終了日を含む。） | 2031 年 4 月 1 日～2041 年 3 月 31 日 |
| (b) | 該当する場合、単年目標か、複数年目標か。 | 単年目標（2035 年度及び 2040 年度） |
| 3. スコープ及び対象範囲 | | |

| | | |
|-----------|---|---|
| (a) | 目標の概要 | 世界全体での 1.5°C 目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す。 |
| (b) | 該当する場合、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のガイドラインに整合するものを含む、国が決定する貢献によりカバーされるセクター、ガス、カテゴリー、プールなど | <p><対象範囲></p> <p>全ての分野 (エネルギー (燃料の燃焼 (エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他)、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留)、工業プロセス及び製品の使用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) 並びに廃棄物その他の GHG インベントリに含まれるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LULUCF 分野からの貢献量に関する対象： <ul style="list-style-type: none"> 新規植林・再植林 (AR)、森林減少 (D)、森林経営 (FM)、農地管理 (CM)、牧草地管理 (GM)、都市緑化 (UG)、沿岸湿地 (BC) を含む LULUCF 分野のカテゴリー又は活動 ・ 炭素プール (LULUCF 分野からの貢献量の算定対象)： <ul style="list-style-type: none"> 地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター、土壌、伐採木材製品 <p><対象ガス></p> <p>二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) 及び三ふっ化窒素 (NF₃)</p> <p><カバー率></p> <p>100%</p> |
| (c) | 締約国が決定 1/CP. 21 のパラグラフ 31(c) 及び(d)の規定をどのように考慮しているか。 | 人為的な排出及び吸収の全ての分野を含んでいる。また、前回の NDC に含まれていた排出源、吸収源及び活動は除外されていない。 |
| (d) | 締約国の適応行動及び/又は経済多角化計画の特定のプロジェクト、措置及びイニシアティブの記述を含む、締約国の適応行動及び/又は経済多角化計画から生ずる緩和コベネフィット | 該当なし |
| 4. 計画プロセス | | |

| | | |
|------------|---|---|
| (a) | <p>締約国が国が決定する貢献を作成するために行った計画プロセスに関する情報、及び、利用可能な場合には締約国の実施計画に関する情報。該当する場合は以下を含む。</p> | <p>我が国の NDC 達成に向けた総合的な実施計画である地球温暖化対策計画について、産業界、学术界、地方公共団体、労働組合、NGO 等を含む様々なステークホルダーの参画を得て開催した、中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合において、将来世代や関係省庁からのヒアリングも行いながら、国民に公開する形で検討を行った。</p> <p>エネルギー政策やエネルギーミックスについては、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会等において、国民に公開する形で検討を行った。</p> <p>上記を経て、NDC を含む地球温暖化対策計画の政府原案を取りまとめ、地球温暖化対策推進本部で決定した。</p> <p>さらに、当該政府原案について、国民から広く意見を伺うパブリックコメントを経て、NDC を含む地球温暖化対策計画を地球温暖化対策推進本部で決定した。</p> |
| (a) (i) | <p>ジェンダーに配慮した形での、国内の組織的アレンジメント、市民参加、地域社会及び先住民族の関与</p> | <p>我が国は、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画を含むジェンダーの視点が反映されるよう積極的に取り組んでいる。例えば、中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合の委員の半数を女性とするなど、審議会等における女性の参画を進めている。</p> <p>また、関係府省庁が協力して地域における地球温暖化対策の取組をバックアップするため、各地域ブロックに設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を、地方公共団体、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、活用している。</p> |
| (a) (ii) | <p>背景的な事項、特に、該当する場合、以下を含む。</p> | |
| (a) (ii) a | <p>地理、気候、経済、持続可能な開発、貧困撲滅といった国家の状況</p> | <p>地理、気候及び経済を含む我が国の事情については、第 1 回隔年透明性報告書（2024 年）を参照されたい。我が国は、国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取</p> |

| | | |
|---------------|-------------------------------------|---|
| | | <p>組を実施している。我が国の SDGs に対する取組の更なる情報については、自発的国家レビューを参照されたい。</p> <p>(参考) 第 1 回隔年透明性報告書 (BTR1)</p> <p>https://unfccc.int/documents/642069</p> |
| (a) (ii) b | <p>国が決定する貢献の作成に関するベストプラクティス及び経験</p> | <p>NDC を含む地球温暖化対策計画に関する具体的な検討は、a (i)に記載のとおり、中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合や総合資源エネルギー調査会基本政策分科会等において国民に公開する形で行われた。</p> <p>我が国は 2015 年 7 月 17 日に約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出後、2016 年 5 月 13 日に地球温暖化対策計画を閣議決定し、当該計画策定後、内閣総理大臣が本部長を務め、全ての国務大臣から構成される地球温暖化対策推進本部において、毎年、温室効果ガス別その他の区分ごとの排出削減量、対策評価指標、関連指標等を用いつつ、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、厳格に点検してきた。</p> <p>具体的には、個々の対策・施策項目について評価を行い、進捗が遅れている項目を確認し、それらの項目について充実強化等の検討を行った。その際には、既に地球温暖化対策計画に位置付けられている対策・施策の強化に留まらず、新規の対策・施策を含めて検討を行った。</p> <p>新たな目標に対しても、対策・施策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、同様の進捗管理を行っていく。</p> <p>また、我が国は、我が国の NDC の達成にカウントされないものも含めた、世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた貢献のための取組を進める。これまで築いてきた信頼関係やアジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) の枠組み等を基礎として、JCM や都市間連携等の相手国との協働に基づく協力を拡大するとともに、我が国の強みである技術力をいかして、脱炭素市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を進めること等により、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、アジア地域をはじめ</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| | | めとする世界の排出削減・吸収に最大限貢献する。 |
| (a) (ii) c | パリ協定に参加する際に認められたその他の背景的な願望および優先事項 | 該当なし |
| (b) | パリ協定第4条16から18までに従って共同して行動すること及び合意の条件について合意した締約国を含む、パリ協定第4条2の下で共同して行動することについて合意した地域的な経済統合組織及びその加盟国に適用される具体的な情報 | 該当なし |
| (c) | パリ協定第4条9項の規定に従い、国が決定する貢献についての締約国の準備が、世界全体の実施状況の検討の結果によりどのように情報提供されたか。 | <p>CMA5 における第1回グローバル・ストックテイクの結果（決定 1/CMA.5）において、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるとともに、2025年までの世界全体の排出量のピークアウトの必要性が認識され、そのための具体的な行動として、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定（パラグラフ 39）、2030年までに世界全体での再生可能エネルギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を世界平均で2倍とすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズダウンに向けた取組の加速、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、脱炭素・低炭素技術の促進（パラグラフ 28）、持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行（パラグラフ 36）などが決定されたことを踏まえ、我が国の新たなNDCを検討した。</p> <p>我が国の新たなNDCでは、IPCC等の科学的知見を踏まえ、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標を掲げている。この目標は、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標である。</p> <p>なお、我が国は、NDC達成に向けた総合的な実施計画である地球温暖化対策計画を定めており、決定 1/CMA.5 に記載された事項についても、その中に可能な限り盛り込んでいる。</p> |
| (d) | パリ協定第4条7項に整合する緩和コベネフィットをもたらす適応行動及び/又は経済多様化計画から成る、パリ協定第4条に | |

| | | |
|---|---|--|
| | 基づく国が決定する貢献を持つ各締約国は、下記の情報を提出する | |
| (d) (i) | 対応措置の社会経済的影響が、国が決定する貢献の策定においてどのように考慮されたか。 | 該当なし |
| (d) (ii) | エネルギー、資源、水資源、沿岸資源、人的居住地及び都市計画、農林業などの主要分野を対象とする可能性があるものの、これらに限定されない、緩和コベネフィットに寄与する適応計画、並びに、製造業及び産業、エネルギー及び鉱業、運輸及び通信、建設、観光、不動産、農業及び漁業などの分野を対象とするものの、これらに限定されない、経済多様化行動に関する情報を含む、緩和コベネフィットに貢献するために実施される具体的なプロジェクト、措置及び活動 | 該当なし |
| 5. 人為起源の温室効果ガス排出量、及び、該当する場合は吸収量の算定及び計上のためのものを含む、前提条件及び方法論的アプローチ | | |
| (a) | 決定 1/CP.21 パラグラフ 31 及び CMA が採択した計上の指針と整合した締約国の国が決定する貢献に対応する人為起源の温室効果ガス排出量及び吸収量の計上に用いる前提条件及び方法論的アプローチ | <p><対象範囲></p> <p>全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の使用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物その他の GHG インベントリに含まれるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LULUCF 分野からの貢献量に関する対象： <ul style="list-style-type: none"> 新規植林・再植林（AR）、森林減少（D）、森林経営（FM）、農地管理（CM）、牧草地管理（GM）、都市緑化（UG）、沿岸湿地（BC）を含む LULUCF 分野のカテゴリー又は活動 ・炭素プール（LULUCF 分野からの貢献量の算定対象）： <ul style="list-style-type: none"> 地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター、土壌、伐採木材製品 <p><対象ガス></p> <p>二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) 及び三ふっ化窒素 (NF₃)</p> <p><カバー率> 100%</p> <p><前提条件及び方法論> 算定方法については、決定 18/CMA.1 を踏まえ、IPCC ガイドラインに従う。 温室効果ガス排出・吸収量（二酸化炭素等量）を算定する際の係数は、IPCC 第 5 次評価報告書に示された地球温暖化係数（100 年値）を使用する。 なお、算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉等により変更の可能性がある。 LULUCF 分野からの貢献量は、上記の IPCC ガイドラインに基づいて算定した LULUCF 分野からの温室効果ガス排出・吸収量の推計値を基に、2013 年京都議定書補足的方法論ガイダンスに記載されている、活動ベースのアプローチを基本として算定する。</p> |
| (b) | 国が決定する貢献における政策及び措置又は戦略の実施に関する計上に用いられる前提条件及び方法論的アプローチ | 該当なし |
| (c) | 必要に応じて、該当する場合、パリ協定第 4 条 14 項に従い、人為的排出量及び吸収量を計上するために、条約に基づく既存の方法及び指針を、締約国がどのように考慮するかに関する情報 | 5d 参照。 |
| (d) | 人為起源の温室効果ガス排出量と吸収量を算定するために使用される IPCC の方法論とメトリックス | <p>算定方法については、決定 18/CMA.1 を踏まえ、IPCC ガイドラインに従う。 温室効果ガス排出・吸収量（二酸化炭素等量）を算定する際の係数は、IPCC 第 5 次評価報告書に示された地球温暖化係数（100 年値）を使用する。 なお、算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性がある。</p> |
| (e) | 必要に応じて、IPCC の指針に整合した、セクター、カテゴリー、又は活動特有の前提条件、方法論、アプローチ。これは、該当する場合、以下を含む。 | |
| (e) (i) | 管理された土地における自然攪乱からの排出量及びその後の吸 | 自然攪乱に由来する排出及び回復過程の吸収を除外する方法論は適用しない。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| | 収量に対処するためのアプローチ | |
| (e) (ii) | 伐採木材製品からの排出・吸収量を計上するために用いられたアプローチ | 伐採木材製品による炭素蓄積変化量に起因する排出量及び吸収量を生産法により算定している。 |
| (e) (iii) | 森林における齢級構成の効果に対処するために用いられるアプローチ | 森林の吸収量を、森林の齢級構成による炭素蓄積量の違い等を考慮して算定している。 |
| (f) | 国が決定する貢献を理解するため、及び、該当する場合には、対応する排出量および吸収量の算定のための、その他の前提条件および方法論的アプローチ。これは以下を含む。 | |
| (f) (i) | 参照指標、ベースライン及び/又は参照レベル（適用可能な場合、セクター、カテゴリー又は活動に特有の参照レベルを含む。）が、例えば、主要パラメータ、前提条件、定義、方法論、データの出典及び使用されるモデルを含めて、どのように構築されるか。 | NDC の参照指標は、2024 年 4 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）で公表されている 2013 年度の温室効果ガス総排出量である。 排出量及び吸収量を算定するための主要パラメータ、前提条件、定義、方法論、データの出典及び使用されるモデルは、当該インベントリに記載されている。 |
| (f) (ii) | 非温室効果ガスを要素として含む国が決定する貢献を有する締約国については、適用可能な場合には、これらの要素に関連して用いられる前提条件及び方法論的アプローチに関する情報 | 該当なし |
| (f) (iii) | IPCC ガイドラインでカバーされていない、国が決定する貢献に含まれる気候強制力因子については、その気候強制力因子がどのように算定されるかについての情報 | 該当なし |
| (f) (iv) | 必要に応じて、更なる技術的情報 | 該当なし |
| (g) | 該当する場合、パリ協定第 6 条に基づく任意の協力の使用の意向 | グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。このような取組を通じ、官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度、2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。我が国と |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>して獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。</p> <p>我が国が主導して構築してきた JCM については、パリ協定を含む国際ルールに沿って環境十全性の確保及び二重計上の防止を行う。JCM の構築及び実施を通じた経験を踏まえ、パリ協定第 6 条（市場メカニズム）に関する国際的な議論に参加し、市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施を通じた改善を主導する。</p> <p>あわせて、グローバルサウス諸国等における脱炭素化とレジリエント向上のための国際貢献についても、政策・制度構築から、各セクター・都市における取組、技術普及に至るまで、その促進に積極的に取り組む。</p> |
| <p>6. 締約国が、自国の国家の状況に照らし、国が決定する貢献がどのように公平かつ野心的であると考えているか</p> | | |
| (a) | <p>締約国が、自国の国家の状況に照らし、国が決定する貢献がどのように公正かつ野心的であると考えているか。</p> | <p>世界全体での 1.5℃目標と統合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す。</p> <p>目下、我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、2050 年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にあるが、その要因としてはエネルギー消費量の減少や電力の低炭素化に加え、産業部門における生産量の減少等の要因もある。排出削減と経済成長の同時実現を図りつつ、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくことは、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠である。目標実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す GX 政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。</p> <p>我が国は、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしい野心的かつ現実的なアプローチで、着実に取組を進める姿を世界に示すことで、世界の脱炭素化のリーダーシップを取っていきたい。</p> |
| (b) | <p>公平性の検討（衡平性の反映を含む。）</p> | <p>我が国の目標は、ガス別・部門別の内訳を明らかにした、透明性、具体性の高いものである。このように各国がガス別・部門別の情報を提出し共有することは、透明性の向上、公平性の確保、及び実効性あるレビューにも資する。これにより、ガス別・部門別の取組</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | | が促され、世界全体での公平で効率的な排出削減につながる。 |
| (c) | 締約国がパリ協定第4条3についてどのように対処したか。 | 6a 参照。 |
| (d) | 締約国がパリ協定第4条4についてどのように対処したか。 | 我が国の NDC は、経済全体における排出の絶対量での削減目標である。 |
| (e) | 締約国は、パリ協定第4条6についてどのように対処したか。 | 該当なし |
| 7. 国が決定する貢献が、条約第2条に定められた条約の目的の達成にどのように寄与するか | | |
| (a) | 国が決定する貢献が、条約第2条に定められた条約の目的の達成にどのように寄与するか。 | 7b 参照。 我が国の新たな NDC と、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた取組は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという国連気候変動枠組条約第2条に記載された条約の目的に貢献する。 |
| (b) | 国が決定する貢献が、パリ協定第2条1(a)及び第4条1に対してどのように貢献するか。 | 我が国の新たな NDC は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続するとしてパリ協定第2条1(a)の気温目標と整合的である。 また、この NDC は世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的なものであり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること、及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とするとしてパリ協定第4条1の内容に貢献する。 |